

◇番号制度導入に伴い、健康保険組合では、
平成29年7月18日から情報連携の試行運用
を実施、その後、平成29年11月13日からは
情報連携の本格運用が開始されています。



- 情報連携の本格運用とは、
健康保険組合含む医療保険者等と地方公共団体等
が情報連携することです。
- 情報連携の対象となる事務手続きで、添付書類の
一部が提出不要になったりします。（*一部の健
康保険組合除く）

そのため、被保険者の方は、各種届出・申請書に
個人番号の記載や個人番号と本人（身元）の確認
書類が必要になる場合がありますので、ご協力をお
願いします。

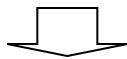
※たとえば、

添付書類の一部が提出不要になるものは、住民票の写し、
課税証明書等 があります。

- マイナポータルも本格運用が開始されています。

● 個人番号を利用する手続き ●

【個人番号】欄が追加されている各種届出・申請書の一例について

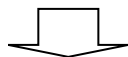


適用関係

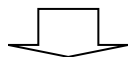
届出・申請書の種類
被保険者資格取得届 (個人番号欄必須)
被扶養者認定申請書 (個人番号欄必須)
被保険者標準報酬月額算定基礎届
被保険者標準報酬月額変更届
被保険者賞与支払届
被保険者証再交付申請書
育児休業等取得者申出書 (新規・延長・終了)
育児休業等終了時報酬月額変更届
産前産後休業取得者申出書 (変更・終了)
産前産後休業終了時報酬月額変更届

給付関係

申請書の種類
療養費支給申請書 (立替払等・治療用装具)
療養費支給申請書 (海外療養費)
特定疾病療養受領証交付申請書
移送費支給申請書
傷病手当金 (延長) 請求書
出産育児一時金請求書 (直接支払制度を利用しない)
出産手当金請求書
埋葬料請求書
限度額適用・標準負担額減額認定申請書
申請書の種類
入院時食事療養費差額支給申請書
限度額適用認定申請書
出産育児一時金の内払金支払依頼書
出産育児一時金の支給申請 (受取代理用)



記載項目の記載時には、十分ご留意いただく必要があります！！



- * 【個人番号欄必須】となっている書類は、個人番号の記載が必須となります。
被扶養者認定申請される方の被扶養者の個人番号、および本人(身元)の確認は、申請者である被保険者が行うこととされているため、ジェイティ健保が確認するた

めに必要な書類は不要となります。

* 【個人番号欄必須】となっている以外の書類は、保険証の記号番号、または個人番号のいずれかを被保険者が選択のうえ記載します。

そのため、保険証の記号番号に代えて、個人番号を選択した場合には「個人番号」(12ケタ)を記載します。(※保険証の記号番号は記載不要です。)

また、

個人番号の記載を選択した場合、個人番号および本人(被保険者)確認をするための書類(写し)が別途必要になります。

さらに、

給付関係の書類に関しては、個人番号が記入された申請書を事業主経由で提出する場合、委任状などの代理権を確認できる書類、および代理人の身元確認書類(写し)の添付が必要になります。(※各種届出・申請の都度、各種添付が必要です。)

※代理人の身元確認書類(写し)は、事業主(代理人)が用意し、ジェイティ健保へ提出するものとなります。

個人番号確認	本人確認
① 個人番号カード写	① 個人番号カード写
② 通知カード写	② 運転免許証写、運転経歴証明書、パスポート写、身体障害者手帳写、在留カード写、特別永住者証明書等
③ 個人番号が記載された住民票写、住民票記載事項証明書	③ 官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施され、個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの

★保険証の記号番号を選択した場合は、個人番号および本人(身元)の確認する書類(写し)は不要となります!!

⇒ **今までと同様の手続きで可能となります。**

～ 本件に関する問い合わせ先 ～
ジェイティ健康保険組合
適用・給付担当
TEL 03-5572-4932